

公務公共サービス労働組合協議会との会見概要

日時：平成23年3月3日（木）11:30～12:20

場所：内閣府本府庁舎2階会議室

出席者：（事務局）藤巻正志次長、村山誠参事官以下 計4名

（公務労協）大塚実副事務局長、花村靖副事務局長、藤川伸治副事務局長以下
計18名

議題：同日公表した「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の『全体像』について（案）」
（以下「全体像」という。）の説明

概要：事務局から全体像の位置づけ、内容、今後のスケジュールについて説明した後、公務労協から質問及び意見を受けた。双方の主な発言は、以下のとおり。

<公務労協>

- 3月中旬に予定されている国家公務員改革推進本部決定の後に法案提出に向けた作業となると思われるが、今通常国会への法案提出を想定しているのか。また、全体像について、我々を含めた関係者との議論の結果、必要があれば修正を行い、その上で本部決定するのか。
- 全体像について以下のような質問、要求等があるので、次回の会見で回答をいただきたい。
 - ・ 争議権は団体交渉を支える重要な権利。協約締結権と一体的に措置すべき。
 - ・ 地方公務員について今通常国会に法案を提出すべき。
 - ・ 定年の段階的引き上げを実施できるように政府として検討すべき。 等
- 管理運営事項について、現行の公務員法制では交渉対象とすることができないが（国家公務員法第108条の5）、民間の労働法制では全てが交渉対象となっており、我々はそれが正しいと思っている。少なくとも労使間で協議できる場を確実に担保してほしい。
- 地方公務員について「速やかに検討する」とされているが、いつからいつまでの期間の範囲の中で検討するのか。また誰が検討を行うのか。
- 労使関係制度検討委員会やワーキンググループなどこれまでの議論の積み重ねがあり、今回の改革案の骨子提示という流れになっている。その点については我々も理解しているし、その議論に参画してきたという自覚も持っているのでもっとしっかりと対応していきたい。
今回は政府と与党が一体となって意気込みを持って取り組み、法案を今国会へ提出して是非とも成立させていただきたい。

<事務局>

- 法案提出の具体的な時期は明確化してはいないが、今通常国会に提出予定であり、早期提出に向けて最大限努力する。全体像については、関係する皆様との議論を行って対応してまいりたい。
- いただいた質問、要求等については、今後検討の上、回答の機会を設けたい。
- 管理運営事項についての規定ぶりは現行の公務員法制からの並行移動ではあるが、労使間の様々な取り決めについても労使で自律的に決めていくことが必要であることから、団体交渉等の範囲に労使関係の運営に関わる事項も入れているところ。今後意見を交換させていただきたい。
- 地方公務員の労働基本権問題については、国家公務員に関する自律的労使関係制度が固まらない中では具体的な検討は難しいのではないかと考える。具体的な検討は地方公務員制度を所管する総務省が全体像の本部決定を受けて速やかに行っていくものと考えている。
- 皆様と十分議論を行い、今国会で法案を成立させるべく最大限努力する。

以上